

治水事業の促進について

東海部会提出
説明担当 鈴鹿市

(理由)

近年、集中豪雨や大規模な台風の発生が増加傾向にあり、道路冠水や家屋の浸水被害などの水害が増加している。また、激甚化した豪雨等で、河川が氾濫して、甚大な洪水被害も各地で発生している。こうしたことから住民の治水に対する不安は、増大しており、河川整備の促進が強く求められている。

国においては、河川整備計画を定め、激甚化する気象災害等への対応として、堤防の整備など予防的な治水対策の推進を重点的に取り組まれている。

地方自治体において管理している河川においても、市民の安全・安心の確保のため、河川改修事業を行っているが、都市化の進展や開発などにより治水安全度が低下しており、局地的な集中豪雨や台風などの大雨による河川の氾濫が懸念されている。

加えて、土砂堆積や雑木の繁茂が著しい状況にあり、流下能力を確保するための適正な維持管理も望まれている。

こうした状況の中で、浸水被害を未然に防止し、住民の安全・安心な生活を確保するため、下記事項について強く要望する。

記

- 1 国管理河川における河川整備計画に沿った計画的整備の実施をより一層推進すること。
- 2 準用河川改修事業の一層の整備促進のため、防災・安全交付金を確保すること。
- 3 土砂撤去や雑木伐採による河川の適正な維持管理を支援すること。